## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○ 知事 ●	市区町村長等
2. 都道府県名	滋賀県	
3. 市区町村名	大津市	
4. 届出番号	7	
5. 独自利用事務の事例番号	108-0	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.otsu.lg.jp/kurashi/myn/1424825068588.html	

執行機関名 大津市長

その他の事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省 令で定めるもの	軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第1 の項軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年十一月七日法律第百二十三号)第1条	大津市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、 <u>障害者及び障</u> 実児が基本的人権を享有する個人としての尊厳に ふさわしい日常生活又は社会生活を覚むことができると	法律(平成17年法律第123号。以下「障害有総合文援法」という。) 第6条に基づく   補装具費支給(以下「補装具費支給」という。) の対象とならない軽度・中等度の <u>難</u>   <u>聴児</u> に対し、予算の範囲内において補聴器の購入又は修理に要する費用の一部   たいけてることにより、難聴児の健全な言語、社会性の発達を支援しまって短れる。
⑦独自利用事務の関連規範		大津市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱